

令和３年度第２回

宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会

＜第１号議案＞

宗像市歴史的風致維持向上計画

進捗評価

令和４年３月２９日（火）

海の道むなかた館講義室 及び オンライン

令和3年度進行管理・評価シート
宗像市歴史的風致維持向上計画（平成30年3月26日認定）
（軽微な変更 令和4年4月1日）

□進捗評価シート(様式1)

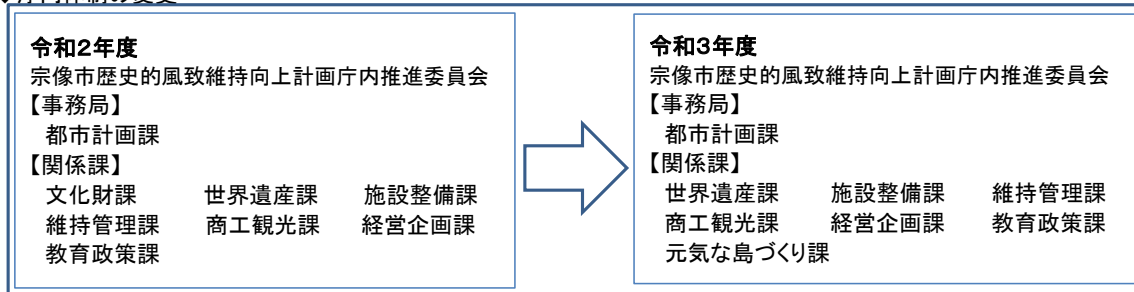
①組織体制(様式1-1)	
1 計画の実施体制	1
②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)	
1 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み(都市計画法)	2
2 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み(景観法)	3
3 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み(屋外広告物法)	4
③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)	
1 史跡宗像神社整備事業(沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮)	5
2 歴史的風致形成建造物等整備事業	6
3 歴史的風致等景観整備事業	7
4 道路美装化事業	8
5 まちなみ環境整備事業	9
6 無形民俗文化財等調査支援等事業	10
7 歴史文化資産継承支援事業	11
8 歴史文化基本構想策定事業	12
9 歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業	13
10 歴史文化資産普及啓発事業	14
11 観光拠点施設整備事業	15
12 観光受入環境整備事業	16
13 地域活性化支援事業	17
④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)	
1 文化財調査、指定、保存管理(活用)計画の策定	18
2 文化財の修理事業、防災に関する事業	19
3 文化財に関する普及・啓発の取組	20
⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)	
1 (報道等タイトル名)	21
⑥その他(効果等)(様式1-6)	
1 (住民の意識と観光振興)	22

□法定協議会等におけるコメントシート(様式2)	23
-------------------------	----

評価軸①-1
組織体制

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
計画の実施体制		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
計画に記載している内容	計画策定時に設置した「歴史的風致維持向上計画庁内検討委員会」を「宗像市歴史的風致維持向上計画庁内推進委員会」に改編し、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行う。また、計画変更に関わる検討事項や事業の実施に係る懸案事項がある場合には、「宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会」に意見を求める。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・宗像市歴史的風致維持向上計画庁内推進委員会を開催し、行政部内における各事業の方針決定、進捗管理及び連絡調整を行った。実施回数:2回 ・宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会を開催し、各事業の方針、事業評価における意見聴取を行った。実施回数:1回			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			

◆庁内体制の変更



◆推進体制

宗像市歴史的風致維持向上計画 推進体制

宗像市歴史的風致維持向上計画庁内推進委員会

- ・都市計画課
- ・世界遺産課
- ・施設整備課
- ・維持管理課
- ・商工観光課
- ・経営企画課
- ・教育政策課
- ・元気な島づくり課

宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会

- ・学識経験者
- ・重要文化財建造物等の所有者
- ・福岡県
- ・市長が必要と認める者

↑ ↓
連携・協力

↑ ↓
提案 意見

事務局(都市計画課)

意見募集 ↓

↑ 意見

市民(パブリック・コメント)

付議・報告 ↓ ↑ 意見

 教育委員会
 文化財保護審議会
 都市計画審議会


宗像市歴史的風致維持向上計画庁内推進委員会



宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会

○宗像市歴史的風致維持向上計画庁内推進委員会 令和3年7月7日 令和4年1月27日

○宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 令和4年3月29日

評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和3年度
重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み(都市計画法)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容 本市では、離島を除く市全域が都市計画区域であり、そのうち約17%にあたる1,876haが市街化区域、残りの9,114haが市街化調整区域である。3つの重点区域は全域が都市計画区域外又は市街化調整区域に位置している。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・宗像大社などの歴史資源を活かした観光機能と地域住民の生活文化を支える機能を将来にわたって維持・保全するとともに、周辺地域と調和のとれた文化交流拠点としての土地利用を図ることを目標に、周辺にみられる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図るため、地域の特性に応じたきめ細やかなルールを定める地区計画制度を活用し、2013年(H25)に決定した「宗像大社地区地区計画」に基づき、建築行為等に対し、地区の特性に応じた規制誘導を行った。

協議実績 R3年度:1件

進捗状況 ※計画年次との対応

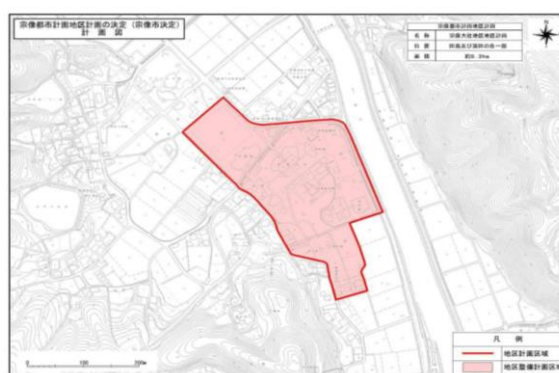
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

◆宗像大社地区地区計画の制限内容、区域図

名 称	宗 像 大 社 地 区 地 区 計 画	地 区 整 備 計 画																					
位 置	宗像市田島及び深田の各一部																						
面 積	約9.3ヘクタール																						
地区計画の目標	本地区は、宗像市の北西部に位置し、宗像大社を核として魅力的な歴史資源を活かした観光機能と地域住民の生活文化を支える機能が融合した地区である。 宗像市都市計画マスタープランでは、「魅力的な歴史資源を核とする地域の中心」に位置づけられ、世界的にも貴重な歴史資源を守り育て、またこれらの資産を輝かせ、悠久の歴史を醸し出すようなまちづくりを進める。 そこで本計画は、宗像大社などの歴史資源を活かした観光機能と地域住民の生活文化を支える機能を将来にわたって維持・保全するとともに、周辺地域と調和のとれた文化交流拠点としての土地利用を図る。	<table><tr><td rowspan="7">建築物等の用途の制限</td><td>第1種住居地域内に建築できる建築物のうち、次に掲げる建築物に限り建築することができる。</td></tr><tr><td>1 神社</td></tr><tr><td>2 結婚式場の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</td></tr><tr><td>3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</td></tr><tr><td>4 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</td></tr><tr><td>5 図書館、博物館その他これらに類するもの</td></tr><tr><td>6 前各号の建築物に付属するもの</td></tr><tr><td>7 市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、公益上やむを得ないと認めるもの</td></tr><tr><td>建築物の容積率の最高限度</td><td>10分の20</td></tr><tr><td>建築物の建ぺい率の最高限度</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>壁面の位置の制限</td><td>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は1メートル以上とする。</td></tr><tr><td>建築物等の高さの最高限度</td><td>建築物の高さは、20メートル以下とする。</td></tr><tr><td>垣又はさくの構造の制限</td><td>垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は高さ1.8メートル以下の透視可能な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）でつくられたものとする。</td></tr><tr><td>備考</td><td>用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。</td></tr></table>	建築物等の用途の制限	第1種住居地域内に建築できる建築物のうち、次に掲げる建築物に限り建築することができる。	1 神社	2 結婚式場の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの	3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	4 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの	5 図書館、博物館その他これらに類するもの	6 前各号の建築物に付属するもの	7 市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、公益上やむを得ないと認めるもの	建築物の容積率の最高限度	10分の20	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は1メートル以上とする。	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、20メートル以下とする。	垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は高さ1.8メートル以下の透視可能な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）でつくられたものとする。	備考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。
建築物等の用途の制限	第1種住居地域内に建築できる建築物のうち、次に掲げる建築物に限り建築することができる。																						
	1 神社																						
	2 結婚式場の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの																						
	3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの																						
	4 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの																						
	5 図書館、博物館その他これらに類するもの																						
	6 前各号の建築物に付属するもの																						
7 市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、公益上やむを得ないと認めるもの																							
建築物の容積率の最高限度	10分の20																						
建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6																						
壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は1メートル以上とする。																						
建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、20メートル以下とする。																						
垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は高さ1.8メートル以下の透視可能な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）でつくられたものとする。																						
備考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。																						
区域の整備・開発及び保全の方針	【土地利用の方針】 宗像大社を中心に、歴史と文化を活かした交流を促進する施設や歴史資源を活かした観光施設を誘導する。 【建築物等の整備の方針】 土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率及び高さの最高限度、壁面の位置等の制限、垣又はさくの構造の制限を定め、豊かな自然環境に囲まれ昔ながらの景観が守られたゆとりある良好な拠点の形成を図る。																						

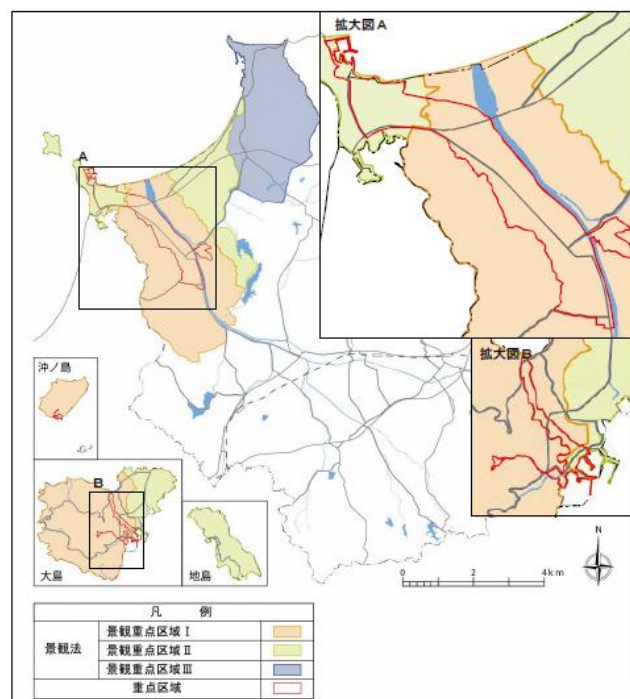


評価軸②-2

重点区域における良好な景観を形成する施策

評価対象年度		令和3年度
項目		現在の状況
重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み(景観法)		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手
計画に記載している内容	「宗像市景観計画」において、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定め、景観誘導を図っている。景観重点区域は、各構成資産周辺の景観保全・形成、大島御嶽山や海上からの眺望範囲の観点から、景観重点区Ⅰ～Ⅲの3つの区域に区分している。なお、本計画の重点区域は全て景観重点区域に含まれている。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・2014年(H26)策定の「宗像市景観計画」に基づき、一定の建築行為等に対し、良好な景観を守るために規制誘導を行った。 事前協議・届出実績：総数 58件のうち、景観重点区域 30件(重点区域 13件) ・景観重点区域内の行為については、積極的に景観アドバイザーの意見聴取を行い、指導を行った。相談件数:13件(重点区域 7件)		
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない		景観重点区域にある既存不適格物件等については、建替え時の修景等の指導を行い、良好な景観形成に向けて、引き続き制度の周知を図っていく。
状況を示す写真や資料等		

◆景観計画における景観重点区域



◆景観重点区域内の届出対象と行為の制限の一部

対象		景観形成基準		
		景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ
形態意匠の制限	屋根・形状	- 歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根(3/10～6/10の勾配)とする。 - 屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準(※1)に基づくものとする。	—	
	色彩	歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。	—	
	素材・形状	- 壁面線については、周囲の建築物と調和させる。 - 公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。	—	
	色彩	- 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。 - 従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくものとする。 - ただし、着色していない木材・レンガ・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りではない。	—	
高さの最高限度	位置・配置	- 視点場(※2)からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 - 山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。	—	
	建築設備	空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。	空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。	
高さの最高限度	高さ	- 高さは、10m以下とする。 - 視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 - 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 - 周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。	- 高さは、13m以下とする。 - 視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 - 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 - 周辺の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。	- 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。 - 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。

評価軸②-3

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み(屋外広告物法)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
計画に記載している内容	良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例を施行している。 規制内容については、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、3つの特別地域と1つの普通地域に区分し、地域ごとの基準を定めている。なお、本計画の重点区域は、全て特別区域に含まれている。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・2015年(H27)施行の「宗像市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置に対し許可申請の手続きを実施することで、本市の歴史的景観等に配慮した規模・数量・色彩などへと誘導を行った。許可申請件数:104件うち特別地域 6件(重点区域 2件) ・違反している簡易広告物について、市内パトロール及び一斉除却を実施した。(除却数:77件うち特別区域及び重点区域での除却実績なし。) ・特別地域内にある既存不適格広告物について、広告主等に対して指導を行った。(指導実績:4件うち重点区域2件)			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		特別地域内にある既存不適格広告物については、広告主等に対して指導を実施し、良好な景観形成に向け、さらに誘導を図っていく必要がある。	
状況を示す写真や資料等			
◆屋外広告物条例による地域区分			
◆基準の概要(共通基準)			
項目	基準		
広告物の規模	①広告物の面積、高さ及び数量は、必要最小限とすること。 ②複数の広告物を無秩序に設置することは避け、できる限り集約化すること。		
周辺との調和	③広告物の形態意匠は、地域特性や周辺環境との調和を図ること。 ④建築物その他の工作物等に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物その他の工作物等との調和を図ること。		
色彩や光の使い方	⑤広告物の色彩の基調色は、周辺環境及び建築物その他の工作物等と類似又は融和するものとすること。		
他法令の遵守	⑥道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあつては、これらの法令の規定に適合すること。		

評価軸③-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和3年度
項目	現在の状況	
史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成30年度～令和9年度	
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金、福岡県文化財保護事業補助金、市単独	
計画に記載している内容	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・沖ノ島の定期モニタリングを11回、中津宮と辺津宮のモニタリングを各1回行い、祭祀遺跡や周辺環境の調査等を行った。 ・沖ノ島に漂着した海洋ごみの回収など、環境保全に取り組んだ。 ・宗像大社辺津宮の社叢について、静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい史跡景観を保つため、所有者が樹木剪定等の環境整備を行った。 整備面積 A=2600㎡、樹木剪定 N=208本 ・国史跡宗像神社境内のうち、辺津宮本殿・拝殿の周囲に位置する摂末社について、所有者が保存修理を行い、国・県・市が事業費の一部を補助した。棟数N=1棟		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		
状況を示す写真や資料等		
◆沖ノ島モニタリングの状況写真  ◆境内モニタリングの状況写真 		
◆宗像大社辺津宮社叢の環境整備(樹木剪定)  第2駐車場周辺  神宝館周辺 ◆史跡宗像神社境内辺津宮摂末社保存修理  津加計志神社(修理前)  津加計志神社(修理後)		

評価軸③-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和3年度
歴史的風致形成建造物等整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～令和9年度

支援事業名 市単独

計画に記載している内容 歴史的風致を形成する建造物等の整備のため、鎮国寺の参道整備や八所宮の土塀や石垣等の復原や修景、宗像大社辺津宮神門の修景など、歴史的風致形成建造物等の復原や修景を行い、歴史的風致形成建造物等の周辺の環境整備を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- ・宗像大社辺津宮神門周辺の整備について所有者と協議し、整備像や方向性について意見交換を行った。
- ・宗像大社辺津宮斎館の老朽化に伴い、所有者が建替を実施した。

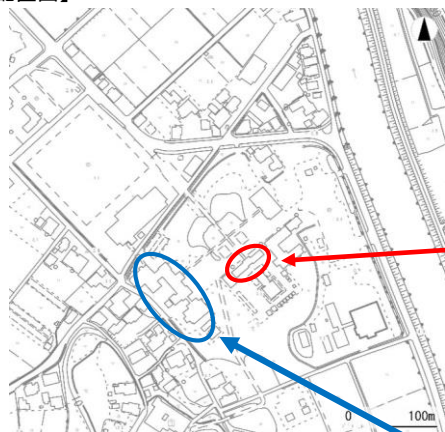
進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

- ☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

【配置図】



◆宗像大社辺津宮神門



◆宗像大社辺津宮斎館建替



評価対象年度		令和3年度
項目		現在の状況
歴史的風致等景観整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～令和9年度	
支援事業名	無電柱化推進計画事業補助	
計画に記載している内容	歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行う。	
定性的・定量的評価（自由記述） ※定量的評価は可能な範囲で		
・宗像大社辺津宮周辺の良好な景観形成のため、道路管理者や電線事業者等で構成される「福岡県無電柱化協議会」において協議された内容に基づき、主要地方道宗像玄海線において、無電柱化事業が実施された。（延長L=40m）		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針（自由記述）	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		
状況を示す写真や資料等		

◆宗像大社辺津宮周辺の無電柱化事業

【現況写真】



評価軸③-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和3年度
道路美化事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～令和9年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)、市単独

計画に記載している内容 歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美化化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・江口、深田地区について、関係機関と協議を行いながら道路附属施設(交通安全)の修景整備を実施した。
 ガードレール:82m、転落防止柵:86m

進捗状況 ※計画年次との対応 実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

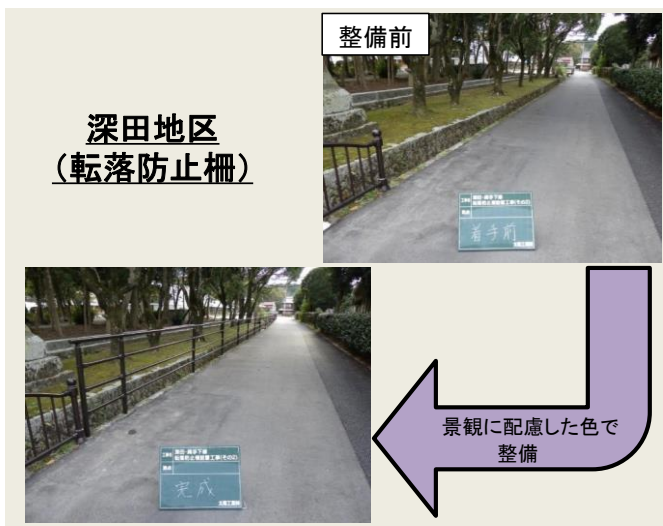
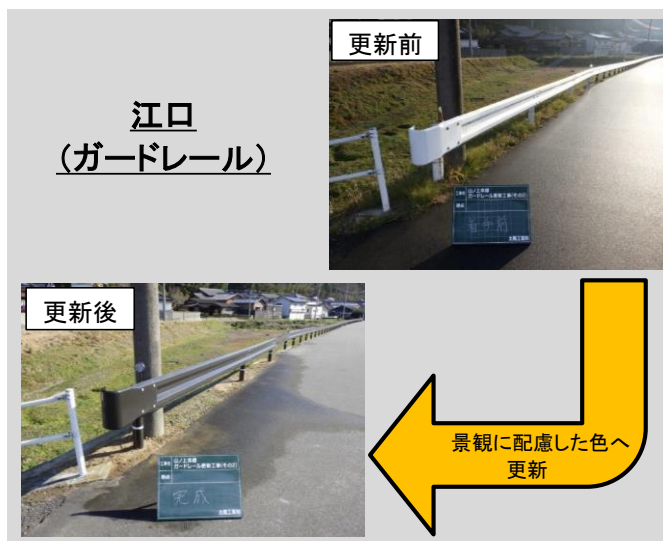
☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

◆景観に配慮した道路附属施設の整備更新



: ガードレール更新箇所



評価軸③-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和3年度
項目	現在の状況	
まちなみ環境整備事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	

事業期間 平成30年度～令和9年度

支援事業名 市単独

計画に記載している内容 田島地区や大島地区等、歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、建築物や工作物の外観修景等を実施して、歴史的風致の範囲を中心にまちなみ環境の整備を実施する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

建築物や工作物の新築及び改築等に対して、景観計画に基づき適切な助言・指導を行い、歴史的風土や周辺の景観との調和した形態意匠とすることで、歴史的風致の構成要素である良好な周辺環境の整備に寄与した。
 事前協議・届出件数:25件

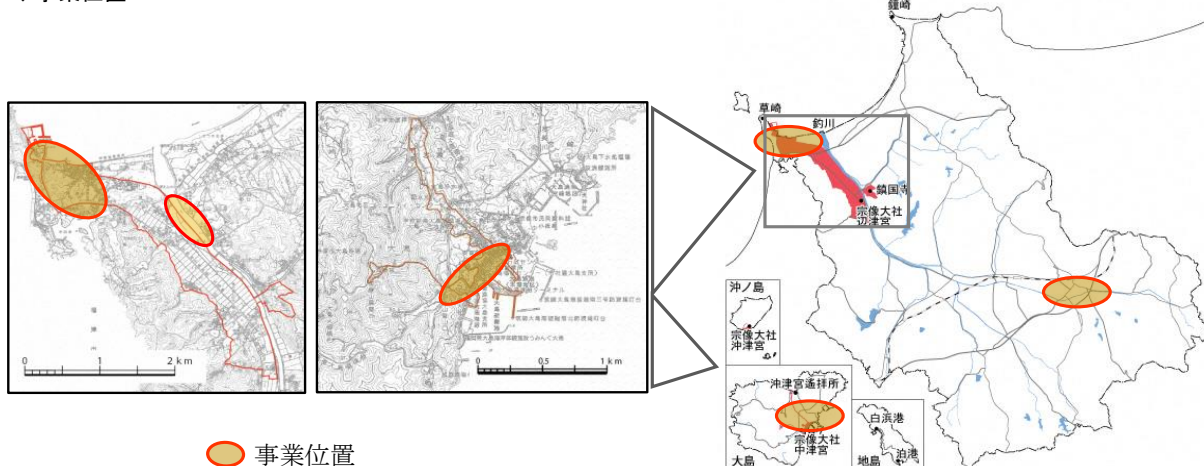
進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

◆事業位置



事前協議・届出実績(重複含む)

- 住宅の新築・改築
- 共同住宅の新築
- 既設工場の改築
- 電柱の新設・増設
- 携帯電話無線基地局の新設・増設
- ガードレールの更新

評価軸③-6

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和3年度
項目	現在の状況	
無形民俗文化財等調査支援等事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	

事業期間 平成30年度～令和9年度

支援事業名 市単独

計画に記載している内容 地域の歴史文化資産を後世に引き継ぐため、未指定文化財を含めた民俗文化財の調査や記録、情報発信を行い、多くの人にその価値を知ってもらうための啓発活動等の支援を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・地域コミュニティや各種団体が構成する「宗像市世界遺産市民の会」において、啓発イベント「神迎え灯籠の道」や清掃活動や資産見回り活動などを例年実施していたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動を休止した。
 次年度以降の取り組みについて、書面やSNS等で「宗像市世界遺産市民の会」の関係者間で協議を行った。
 ・新修宗像市史編さん事業において、市内各地で執筆者等によるまつりや暮らし等に関する調査が行われた。
 調査回数:5回 調査案件:四十四賀、織幡神社春季大祭、漁業信仰、后曲行事、注連飾製作、王丸神官墓、孔大寺神社春季祭

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	新型コロナウイルスの感染が拡大する中、経費や運営上の課題などから、地域のまつりや行事の廃止を検討するところもあり、次世代への継承のために調査記録の体制や支援等の対策を早急に講じる必要がある。

状況を示す写真や資料等

◆民俗文化財の調査



王丸神官墓(拓本調査)



注連飾製作調査(ウラジロ)



孔大寺神社春季祭(祭典)



孔大寺神社春季祭(護符)



注連飾製作調査(センリョウ、ユズリハ)

評価軸③-7

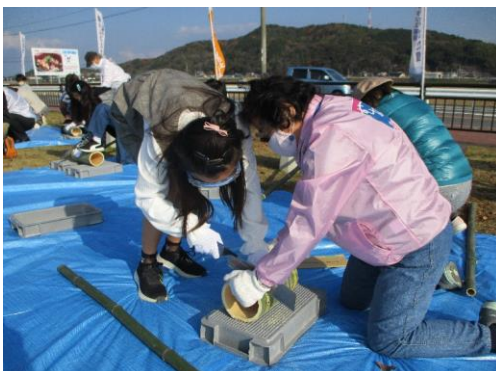
歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
歴史文化資産継承支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成30年度～令和9年度		
支援事業名	市単独		
計画に記載している内容	民俗文化財に関する市民活動等を支援し、文化財の保存・継承及び地域の活性化を促進する。特に、民俗文化財に関する担い手や後継者を確保し、伝承の支援を行う。また、伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を修得し継承しようとする者に対する技術伝承にかかる活動費や地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・地域への聞き取り調査などから、地域固有の門松づくりは継承されていたが、藁文化のひとつである地域の注連縄づくりは担い手や後継者育成が課題となっていることが分かった。そのため、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承を目的とし、海の道むなな館において、地域の技術者を招き、正月用の注連飾や門松づくりの体験学習会をおこなった。 参加人数＝60人 ・民俗文化財を継承する活動に対し支援を行うため、市内の文化財所有者、保護団体等によって構成される団体の設立について検討を行い、設立に向けての調整を図った。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	民俗文化財の保存・継承は、活動費の問題だけではなく、伝統的技術保持者の高齢化に伴う人材不足が課題であるため、引き続き人材確保や育成支援等、継承をする活動に対して支援を行う。		
状況を示す写真や資料等			

◆民俗文化財に関する担い手や後継者確保に関する事業



注連飾づくり体験学習



門松づくり体験学習



評価軸③-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和3年度
項目		現在の状況
歴史文化基本構想策定事業		☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～令和5年度

支援事業名 文化芸術振興費補助金、市単独

計画に記載
している内容

未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市歴史文化財保存活用地域計画」を作成する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・令和元年度から作成を進めてきた「宗像市文化財保存活用地域計画」(文化財保護法第183条の3に基づく文化財保存活用地域計画)を令和3年7月に作成した。

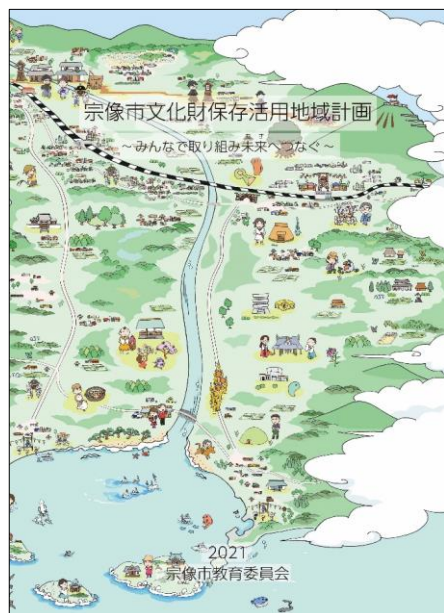
進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☒ 計画どおり進捗している
☐ 計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

◆文化財の保存と活用に関する計画の作成



文化財保存活用地域計画

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

◆世界遺産公開講座

令和三年度 公開講座スケジュール

期日	テーマ	講師	会場・時間
第1回	「神宿る島」の歴史と文化（前編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 10月10日（土）10時～12時
第2回	「神宿る島」の歴史と文化（後編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 10月17日（土）10時～12時
第3回	「神宿る島」の歴史と文化（前編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 10月24日（土）10時～12時
第4回	「神宿る島」の歴史と文化（後編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 10月31日（土）10時～12時
第5回	「神宿る島」の歴史と文化（前編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 11月7日（土）10時～12時
第6回	「神宿る島」の歴史と文化（後編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 11月14日（土）10時～12時
第7回	「神宿る島」の歴史と文化（前編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 11月21日（土）10時～12時
第8回	「神宿る島」の歴史と文化（後編）	佐藤 隆夫	大分県立総合教育センター（大分市） 11月28日（土）10時～12時

申込：大分県立総合教育センター（大分市）まで
電話：0975-821111（受付時間：午前9時から午後5時まで）
FAX：0975-821112
Eメール：schoolinfo@pref.ed.jp

※本講座は、令和三年度の「神宿る島」の世界遺産登録を記念して開催されます。内容は、島の歴史や文化、自然環境などについて詳しく解説します。

◆世界遺産学習で訪れた小学生

◆世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」

映像展示

神宝レプリカ展示

評価軸③-10

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
歴史文化資産普及啓発事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～令和9年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)、市単独		
計画に記載している内容	市内の歴史文化資産の普及・啓発のため、各種啓発事業を行うほか、子ども向けの歴史学習教室を開催し、小学校低学年から、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。さらに、小中学校の地域学習を進め、地域の産業や消費生活の様子、諸活動や人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて記載し、地域に対する誇りと愛情をもち、地域の一員としての自覚を高める。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・世界遺産学習を核とした以下のふるさと学習を行った。 ①世界遺産学習の副読本を作成し、全校で世界遺産学習を実施した。 副読本:平成29年度 9,000部、平成30年度・令和元年度・令和2年度 1,100部 令和3年度からデータをタブレットで閲覧。 ②世界遺産学習に対する支援を行い、本市にある貴重な文化財に触れ合うとともに地域に誇りを感じてもらう機会を設けた。 対象:市内小・義務教育学校(社会科見学等助成実施校数:13校) ③ふるさと学習に係る海の道むなかた館の施設利用予約及び行政職員によるゲストティーチャー出前授業等のメニュー「ふるさとふる講座」の実施。 出前授業メニュー:14種類、施設対応メニュー:5種類 実施回数:25回(うち11回が感染症防止等により中止) 受講者数:569人 ④例年、世界遺産学習を生かし、玄海小学校6年生が宗像大社のPRガイドを行っているが、今年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面でのガイドは行わず、ガイドの様子を撮影した動画を海の道むなかた館で放映することで、歴史文化資産に関する理解を深め、地域に対する誇りを感じてもらう機会を設けた。 ・歴史文化遺産の普及啓発のため、九州歴史まちづくりブランド推進会のInstagramで記事を掲載した。(Instagramへの掲載:10回) ・歴史まちづくりカードの配布を実施。(令和3年度配布枚数 宗像大社「みあれ祭」:165枚 八所宮「御神幸祭」:165枚 (海の道むなかた館にて配布))			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			

【世界遺産学習の副読本】



【九州歴史まちづくりブランド推進会のInstagramへの掲載】



評価軸③-11

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
観光拠点施設整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成29年度～令和9年度		
支援事業名	市単独		
計画に記載している内容	本事業は、歴史文化資産の啓発と観光振興のため、宗像大社等の歴史文化資源と連携を図る特化施設として位置付けている、むなかた観光物産館の整備を実施し、歴史文化資産と観光拠点を活かした地域活性化を図る。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・地域活性化のための観光拠点として整備した拡張地において、各種イベントを実施。 【むなかた常若ストリートフェスティバル】 宗像大社秋季大祭が執り行われる10月を「五穀豊穡を共に食し、体感する宗像実りの10月」と位置づけ、「いただきます、宗像。」をコンセプトに道の駅むなかたを中心に約40の参加店舗が連携し、宗像の食や文化に触れる体験イベントを開催。 延べイベント参加者数:約6,500人(新型コロナウイルス感染症の影響により、道の駅むなかたで開催予定であったイベントが一部中止や延期となったが、施設利用者数は前年比で一割程度増加した。)			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			

【むなかた常若ストリートフェスティバル】



評価軸③-12

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
観光受入環境整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成30年度～令和9年度		
支援事業名	市単独		
計画に記載している内容	本市の歴史文化資産の魅力、伝統的な活動、まちなみなどについて、観光客等に同行して案内する観光ガイドを専門の養成講座の開催によって養成する。また、歴史文化資産の周辺など来訪者が多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICTの活用を踏まえた検討を行う。歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上させ、市民や来訪者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる環境を整備する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・観光ガイドの新規登録促進の取組や登録ガイドの養成講座を実施した。 受講者数: 令和3年度 15人(定員15人) 養成講座開催回数: 6回			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光ガイドの活動機会が大幅に減少したため、人員減少が懸念される。観光ガイドのスキルアップを図り、やりがいを感じてもらうためにも、活動機会を作っていく必要がある。一方で、観光ガイドの高齢化に伴い、新たな担い手の育成として、観光ガイド養成講座を引き続き実施する。		
状況を示す写真や資料等			
【登録ガイドの養成講座】			
  			

評価軸③-13

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
地域活性化支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成27年度～令和9年度		
支援事業名	市単独		
計画に記載している内容	良好な景観形成の推進や地域活性化の一環として、赤間宿通り等の観光拠点に新規出店を行う者に対して支援を実施する。また、地元まちづくり団体等が実施する活動を支援し、地元と行政が一体となって地域活性化を図る。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・「宗像市赤間宿空き店舗新規利用支援事業補助金交付要綱」による新規出店はなかったが、赤間宿通りに空き店舗を活用した店舗1件が開業した。 ・赤馬館が中心となり、古民家と商家の合計4軒が一般開放され、ひな祭り巡りが開催されたことにより、地域活性化を図った。 ・「宗像市北部沿道商業地等新規出店補助金」により、新規出店を促すなど、地域活性化に向けた新たな取組みを行った。 相談件数：5件			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動の停滞が見られる状況であるが、古民家や赤馬館、国の有形文化財の酒蔵といった地域資源を生かしながら、新旧の店舗が連携した賑わいづくりに取り組む。	
状況を示す写真や資料等			

【ひな祭り巡り(赤馬館)】



【ひな祭り巡り(勝屋酒造)】



評価軸④-1

文化財の保存又は活用に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
文化財調査、指定、保存管理(活用)計画の策定			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	本市に存在する指定・未指定の有形文化財(建造物)及び無形文化財について、その実態を把握する取組みを進めるとともに、保存・活用の方策を講じる他、重要なものについては文化財として新たに指定する等により、文化財の保護を図る。さらに、今後策定される計画とも整合をとりながら進めていく。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・史跡としての本質的価値を守りながら保存継承していくため、「国指定史跡『宗像神社境内保存活用計画』」を策定した。 ・文化財の実態把握のため、有形文化財を中心に市内文化財の現地調査を実施し、一部の調査成果をまとめ、地域住民に成果報告を行った。 調査地: 岬地区、河東地区、東郷地区、湯川山、白山、弥勒山、許斐山、戸田山			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			
◆文化財保存活用計画の策定		◆文化財の実態把握のための現地調査	
			
			
伝承地調査		石造物調査	
			
		聞き取り調査	

評価軸④-2

文化財の保存又は活用に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
文化財の修理事業、防災・防犯に関する事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により損壊し、損壊の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、損壊した場合の適切な修理が重要である。 文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。 文化財については、自然災害により損壊、滅失する恐れがあることから、被災リスクの軽減を図ることが求められる。 滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策は、自動火災報知器や消火設備など、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・文化財防火デーに合わせ宗像市消防本部と合同で防火査察を実施した。 ・指定文化財所有者が修理・防災事業を実施し、宗像市文化財補助金交付要綱に基づき事業費の一部を支援した。 修理・修復事業：史跡 宗像神社境内 摂末社保存修理、国宝 福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 保存修理、市指定 梅谷寺千手観音立像 保存環境整備(事業の一部に消火器設置含む)、市指定 平信盛笠塔婆保存環境整備、市指定 平山の阿弥陀如来立像保存環境整備 防災事業：国重要文化財 宗像大社辺津宮本殿・拝殿他 防災設備保守点検(防犯カメラ・防犯センサー含む)、国重要文化財 鎮国寺木造不動明王立像 防災設備保守点検、防火点検(市内指定文化財全て)			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			
◆文化財の修理・修復事業			
			
市指定 平山の阿弥陀如来立像保存環境整備		市指定 平信盛笠塔婆保存環境整備	
◆文化財の防災に関する事業			
			
防火査察		市指定 梅谷寺千手観音立像 保存環境整備(消火器設置)	

評価軸④-3

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和3年度
文化財に関する普及・啓発の取組		現在の状況 □実施済 ■実施中 □未着手

計画に記載している内容 市民や来訪者に対して本市の文化財に関する情報や学習・体験機会の提供に努めながら、意識の啓発を図る。また、地域における文化財の維持管理などを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、市内に残る民俗芸能や伝統行事などの担い手の確保・育成に努める。

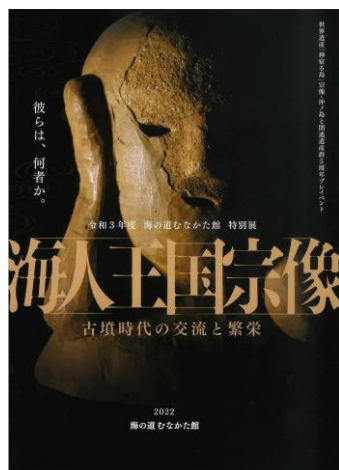
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・海の道むなかた館にて文化財に関する普及・啓発の取組を実施した。来館者数63,000人
 特別展示:「海人王国宗像～古墳時代の交流と繁栄」1月8日～2月27日
 市内小中学校等社会見学8校、431人
 海の道むなかた館体験学習 参加人数1,562人
 館長講座 11回
 世界遺産公開講座 8回 一部配信により実施
 出前講座(ルックルック講座・ふるさとふる講座) 11回 参加人数1,012人
 夏、秋及び春に体験学習を中心としたイベントを開催
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年8月10日～9月30日までを臨時休館。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

◆文化財の普及・啓発に関する事業



特別展



啓発イベント(海と宝のスタンプ探し)



啓発イベント(神迎え灯籠)



体験学習の様子(桃の節句、端午の節句)



評価軸⑤-1

効果・影響等に関する報道

報道等タイトル		評価対象年度	令和3年度
年月日		掲載紙等	
皇室献上のワカメ 宗像大社で袋詰め		令和3年4月3日	西日本新聞
宗像大社 新祈願殿 半世紀ぶり建て替え		令和3年6月19日	毎日新聞
宗像大島七夕Month		令和3年7月7日	毎日新聞
世界遺産「神宿る島」巡ろう		令和3年7月8日	西日本新聞
宗像みあれ祭		令和3年10月2日	朝日新聞
宗像大社で豊饒祭		令和3年10月30日	毎日新聞
「沖ノ島」宗像氏 繁栄探る特別展		令和4年1月8日	朝日新聞
福豆に願いを込め		令和4年1月27日	読売新聞
オンラインでツアー満喫		令和4年2月8日	西日本新聞

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

各種事業について、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業規模を縮小したり、事業を中止するものもあった。一方で、SNSを活用した情報発信や新聞等に掲載するなどの情報発信を取り組んだことで、歴史まちづくりの周知につながった。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☐ 計画の進捗に影響あり ☒ 計画の進捗に影響なし	

状況を示す写真や資料等

著作権保護のため、新聞記事は掲載しておりません

評価軸⑥-1

その他(効果等)

評価対象年度

令和3年度

項目

住民の意識と観光振興

計画に記載
している内容

本市が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと宗像への誇りと愛着を一層確かなものにするとともに新たな文化を生み出し、これらを地域の活性化や観光の振興につなげることなどにより、まちを躍動させることが求められている。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

・市民の生活実感に基づく意見や、各施策に対する現在の満足度および今後の重要度についての市民アンケート調査結果では、「①自然景観を貴重な財産だと感じていますか」では90%、「②歴史や歴史資産に誇りや愛着を感じますか」では65%の市民が満足度を示しており、高い水準にあると言える。一方、「③観光による地域の活性化」、「④地域産業の活性化」、「⑤教育環境の充実」、「⑥生涯を通じた学習の振興」の満足度は10～20%程度と高い水準にあるとは言い難く、歴史まちづくりを推進することで、さらに満足度の向上を図っていく。

・計画実行による来訪者数などの調査を行った。

宗像大社(辺津宮・中津宮・沖津宮遙拝所)参拝者数、宗像市観光物産館(道の駅むなかた)利用者数

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

□計画の進捗に影響あり

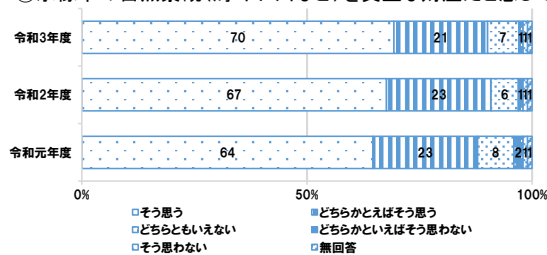
■計画の進捗に影響なし

昨年度と比較して、観光施設の利用者数は増加している。新型コロナウイルス感染症対策を行った取組みを実施したが、その取組みについて、情報をどのように市民や観光客へ周知していくべきかを検討する必要がある。

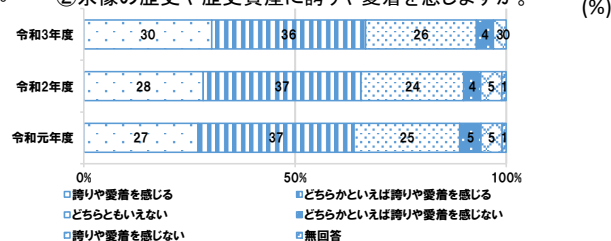
状況を示す写真や資料等

◆住民意識

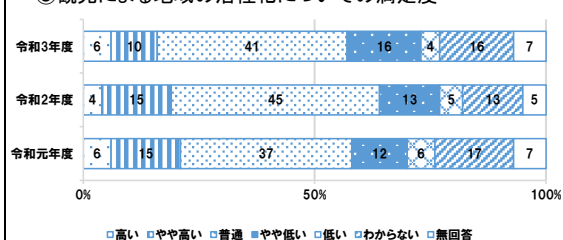
①宗像市の自然景観(海・山・川など)を貴重な財産だと感じていますか。(%)



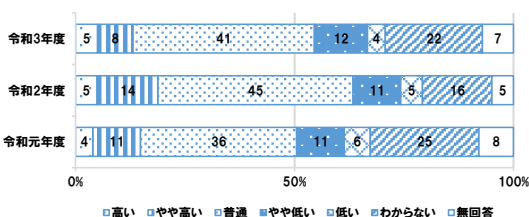
②宗像の歴史や歴史資産に誇りや愛着を感じますか。(%)



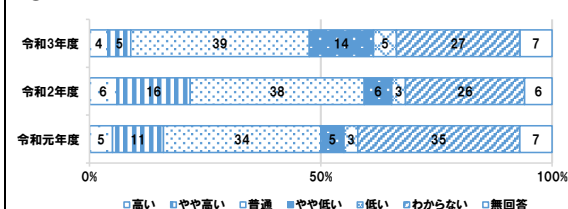
③観光による地域の活性化についての満足度 (%)



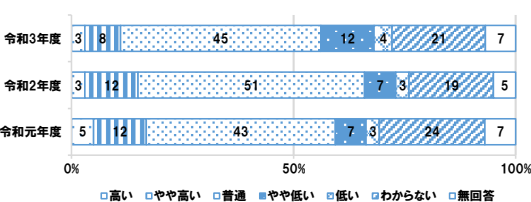
④地域産業の活性化についての満足度 (%)



⑤教育環境の充実についての満足度 (%)



⑥生涯を通じた学習の振興についての満足度 (%)



◆観光振興等

宗像大社(辺津宮・中津宮・沖津宮遙拝所)参拝者数、宗像市観光物産館(道の駅むなかた)利用者数

(単位:人)

年次(1月～12月)	総数	宗像大社辺津宮	宗像大社中津宮	宗像大社沖津宮遙拝所	道の駅むなかた
令和3年	2,276,711	599,746	24,304	21,108	1,631,553
令和2年	2,201,002	693,475	17,955	17,861	1,471,711
平成31年(令和元)年	2,506,692	829,164	31,413	28,638	1,617,477

法定協議会等におけるコメント

(様式2)

評価対象年度	令和3年度
・法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称: 令和3年度第2回宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会	
会議等の開催日時: 令和4年3月29日 午後2時30分	
(コメントの概要)	
評価軸③-12 観光受入環境整備事業 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、観光ガイドのあり方が変化してきている。観光ガイドに係る運営のあり方について、デジタルツールを活用する等、今後の検討をお願いしたい。	
評価軸③-12 観光受入環境整備事業 ・歴史文化資産を活かした観光振興を図る取組みの一環として、沖ノ島を遙拝するツアーを民間事業者が企画されているそうだが、今後、充実した事業となるよう期待したい。	
評価軸⑥-1 その他(効果等) ・事業効果の検証・評価について、市民アンケート結果を基に、「男女」「年齢」「居住地」等の情報を加え検証することで、評価の精度がより向上すると考えられるため、今後の検討をお願いしたい。	
(今後の対応方針)	
・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた今後の観光ガイドの運営のあり方について、デジタルツールの活用等を検討する。	
・今後も民間事業者と連携して企画を検討する等、歴史文化資産を活かした観光振興について取り組んでいく。	
・事業効果の検証・評価について、評価の精度を向上させるため検証方法を検討する。	